

＝尼崎市職員労働組合との交渉状況＝

論 矣

平成 29 年度第 6 号
通 算 第 5 5 9 号
平成 29 年 12 月 28 日

尼崎市役所総務局
人事管理部給与課

—退職手当の調整率の改正等について—

◎日時・場所

平成 29 年 12 月 22 日（金）午前 10 時 10 分～午前 10 時 40 分（中央公民館視聴覚室）

◎今回の交渉の主な目的

国家公務員に準じた退職手当の調整率の改正について提案を行うため、交渉の場を持った。

◎組合への提案

（提案メモ）退職手当の調整率の改正について

[別紙](#)

◎具体的な交渉内容

1 退職手当の調整率の改正について

協議の要旨

国家公務員に準じた退職手当の調整率の改正について、その内容を示したうえで協議を行った。

組合の主張	当局の回答
今回の改正は国家公務員に準じたものであることだが、退職手当は退職後の生活設計においても重要であり、国が改正したからといって安易に改正するものでないとする。当局は今回の改正をどのように考えているのか。	今回の改正の経緯は、国において民間企業との退職手当相当の比較調査を行い、国の方が民間企業よりも水準が上回っていたことから、調整率の引下げを行ったものである。均衡の原則の観点からも、国に準じた改正を行う必要があるものとする。
今後、国が民間企業と比較調査を行い、退職手当を引き上げることになれば、本市においても同様の改正を行うという理解でよいか。	基本的にはその可能性は十分にある。

<p>今回の調整率の引下げ改正にあたって、当局が工夫した点はあるか。</p>	<p>実施時期について、国は平成 30 年 1 月 1 日としており、国からは地方自治体も平成 30 年 1 月 1 日で実施するよう強く要請されていたが、先日の賃金小委員会における組合からの要望や、年度途中で退職手当の引下げを行うことにより 5 年前の退職手当の引下げ時には他の自治体で駆け込み退職による欠員が社会問題になったこと等を踏まえ、実施時期を平成 30 年 4 月 1 日とした。</p>
--	--

課題解決への方向性

組合はこれまでの交渉内容等を踏まえ、一定の判断を行うこととした。

2 その他

組合の主張	当局の回答
<p>給与改定について</p> <p>給与改定に係る増加分の支給日は決定したか。</p>	<p>給与改定に係る改正条例を 12 月議会に提出しているところであり、このまま可決されれば 12 月中に支給できる見込みである。</p>
<p>福祉職の採用試験について</p> <p>現在、追加で福祉職の採用試験を実施しているようだが、欠員が生じそうということか。</p>	<p>7 月の採用試験において事務 C（福祉分野）区分の合格者等の数が十分でなかったため、現在、追加での採用試験を実施しているものである。今後、欠員が生じないように努力していく。</p>
<p>本庁南館 1 階のトイレについて</p> <p>本庁南館 1 階トイレが混雑して使用できないという市民からのクレームがあり、これを受けて当局は関係所属に注意喚起をしたとのことであるが、職員は本庁南館 1 階のトイレを使用してはいけないということか。</p>	<p>本庁南館 1 階トイレを使用してはいけないということではないが、市民からの声があったので、混雑する場合には配慮をお願いしたいと関係所属に伝えたものである。</p>
<p>そもそも市民からクレームがあったからといって職員に注意喚起をするのはおかしい。そのような注意喚起がなくても我々は常日頃から市民に対して配慮している。もっと職員を信頼すべきではないのか。</p>	<p>職員を信頼していない訳ではないが、過去にも同じ内容のクレームがあり、その際に関係所属に配慮をお願いしたが、改善されていなかったため、改めて関係所属に伝えたものである。</p>

<p>本庁北館の湿度について</p> <p>本庁北館の湿度について、現在、加湿器が故障しているため、厚労省の示している建築物環境衛生管理基準を下回る状況となっている。これは違法状態であり、改善すべきであると所管課に伝えてほしい。</p>	<p>了解した。</p>
<p>北部の保健福祉センターについて</p> <p>北部の保健福祉センター5階の職員用トイレについて、洋式が1つもなく和式が3つのみである。また、職員用の入口について、段差があり危険である。これらを改善していただきたい。</p>	<p>意見として伝えておく。</p>
<p>生活安全課の掲示板への記載について</p> <p>生活安全課が行政事務支援システムの掲示板に信号を守れという旨を掲載しているが、内容自体に問題はないが、表現が良くない。表現を見直すべきである。</p>	<p>意見として伝えておく。</p>
<p>保育職場について</p> <p>保育職場におけるサービス残業等の有無を調べるため、現在、実態調査を実施しているが、サービス残業等が発覚した場合には、今までのサービス残業等に係る超過勤務手当を請求させていただく。</p>	<p>そのような実態はないと聞いているが、いずれにしても適切に対応する考えである。</p>
<p>組合が実態調査を始めてから、保育職場において、残業する場合にはきちんと申請するよう所長等から注意喚起がなされ始めていると聞いているが、当局が何か呼びかけを行ったのか。</p>	<p>組合が実態調査を始めたからというわけではなく、これまでの交渉等においても組合から保育職場でサービス残業等があるとの主張がなされていることを随時伝えているので、それを踏まえてのことではないか。</p>

以上
(給与課)

退職手当の調整率の改正について（メモ）

H29. 12. 22

国家公務員退職手当法の改正に準じて、次のとおり退職手当の調整率の改正を行う。

1 実施内容

(1) 調整率の改正

退職手当の調整率（尼崎市職員退職手当支給条例附則第3項に規定する割合）を、現行100分の87から100分の83.7に改める。

(2) 給与構造改革時の退職手当の経過措置に係る調整率の改正

平成19年3月31日時点で退職したものと仮定した上で算出する退職手当の額に乗じる調整率を、現行100分の87から100分の83.7に改める。

なお、平成19年3月31日時点の勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、「現行100分の87から100分の83.7」を「現行104分の87から104分の83.7」とする。

2 実施時期

平成30年4月1日

3 諾否期限

本提案に対する諾否については、平成29年12月28日（木）までにされたい。

以 上
(給与課)

◎妥結事項

12月22日の交渉の結果を受け、12月28日に次の項目について合意に至った。

1 退職手当の調整率の改正について

(1) 実施内容

ア 調整率の改正

退職手当の調整率（尼崎市職員退職手当支給条例附則第3項に規定する割合）を、現行100分の87から100分の83.7に改める。

イ 給与構造改革時の退職手当の経過措置に係る調整率の改正

平成19年3月31日時点で退職したものと仮定した上で算出する退職手当の額に乗じる調整率を、現行100分の87から100分の83.7に改める。

なお、平成19年3月31日時点の勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、「現行100分の87から100分の83.7」を「現行104分の87から104分の83.7」とする。

(2) 実施時期

平成30年4月1日